

利 用 案 内

第 1 号通所事業

利用契約書・重要事項説明書・個人情報利用同意書



医療法人 上善会

デイサービス いしがき

電 話 (0980) 88-8551

F A X (0980) 87-0199

利用契約書(第1号通所事業)

.....様（以下「利用者」という。）と医療法人上善会（以下「事業者」という。）は、事業者が提供する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業の利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（目的）

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、第1号通所事業を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

- 2 前項契約期間満了日までに利用者から更新拒絶の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 利用者から更新拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

（個別サービス計画の作成）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防ケアマネジメントケアプラン（ケアプラン）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。

- 2 個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し同意を得た上で、交付します。
- 3 事業者は、個別サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明します。

（個別サービス計画変更の援助）

第4条 事業者は、利用者が介護予防ケアマネジメントケアプラン（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに利用者の地域包括支援センター等に連絡するなど必要な援助を行います。

（サービス内容の変更）

第5条 事業者が提供する第1号通所事業のうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料及び介護保険適用の有無については、重要事項説明書の通りです。

- 2 利用者は、いつでも第1号通所事業の内容を変更するよう申し出ることができます。
事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する第1号通所事業契約の目的に反する等変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに内容を変更します。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第6条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を具体的に説明し利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第7条 利用者は、事業者からのサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用料の利用者負担額を支払います。

2 利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

(利用料の変更)

第8条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(利用料の滞納)

第9条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を1ヶ月分以上滞納した場合、事業者は利用者に対し、10日以内の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者のケアプランを作成した地域包括支援センター等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(利用者の解約権)

第10条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(利用者の解除権)

第11条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

一 事業者が、正当な理由なく、本契約に定める第1号通所事業を提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。

二 事業者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合。

三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第12条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、30日間以上の予告期間をもって、この契約

を解除することができます。

- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、利用者のケアプランを作成した地域包括支援センター等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第13条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき
- 二 利用者の要介護状態区分が自立（非該当）又は要介護となった場合
- 三 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 四 第10条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 五 第11条に基づき、利用者から契約の解除の意思表示がなされたとき
- 六 第9条ないし第12条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 七 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な第1号通所事業の提供を超えると判断されたとき

(損害賠償)

第14条 事業者は、利用者に対する第1号通所事業の提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意または過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第15条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第16条 利用者又は利用者の家族は、提供されたる第1号通所事業に不満がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、利用者提供したる第1号通所事業について、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第17条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。

2 利用者及び利用者の後見人（必要に応じ、利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでもサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第18条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、第1号通所事業に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が署名・押印の上それぞれ1部ずつ保有します。

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- 一 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- 二 上記の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- 三 現に第1号通所事業の提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合

2 個人情報の提供

- 一 介護予防ケアプランに掲載されている介護サービス事業所
- 二 主治医、病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- 三 行政機関へ情報提供が必要な場合
- 四 家族等への心身状況の説明
- 五 介護保険事務
（審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- 一 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- 二 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

利用申込書

令和 年 月 日

(利用者)

私は、この契約内容に同意しサービスの利用を申し込みます。また私は第15条第3項に定める利用者の個人情報及び個人情報同意書の内容を確認し、その使用について同意します。

利 用 者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____

(利用者の家族等(連帯保証人))

私は、第15条第3項に定める利用者の家族の個人情報及び個人情報同意書の内容を確認し、その使用について同意します。

住所
氏名
電話番号 携帯電話

※行事・ボランティア公演等の広報誌等掲載への撮影について同意される場合はチェックをお願いします。 ☐

(緊急時等連絡先) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____ 携帯電話 _____

(主治医) 病 院 名 _____

医 師 名 _____

電話番号 _____

(事業者)

私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

事業所 所在地 石垣市字石垣275番地
 法人名 医療法人 上善会
 理事長 境田 康二 (印)